

項 目	別表第八2(1)電気ストーブに関する要求事項の解釈について
<p>1 内容</p> <p>技術基準の解釈別表第八2(1)電気ストーブの個別要求事項のイ構造(ハ)eに、「保護枠又は保護網に、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施さないこと。」という記載があります。これは、電気ストーブから発生した揮発性有機化合物等(VOC等)によって頭痛・めまい等の健康被害が発生したことを受け、(技術基準の)解釈に規定されたと理解しています。実際に保護枠又は保護網に塗装又は接着材料を用いた表面加工を施してあれば、VOC等の含有が無くても不適合という判断になるのでしょうか。</p>	
<p>2 回答</p> <p>技術基準の解釈では、揮発性有機化合物等(VOC等)が含有されていなくても、保護枠又は保護網に、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施すことは認められません。</p> <p>(理由)</p> <p>当該解釈では「保護枠又は保護網に、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施さないこと。」を求めており、これを他の手段によって置き換えることはできません。</p>	